

国立公園における地場産品等の提供促進事業（補助事業）に係る Q&A

2020.08 作成

環境省自然環境局国立公園課
一般財団法人環境イノベーション情報機構

Q1. 他の補助事業との併用は可能ですか？

A1. 他の国の補助事業との併用はできません。補助の裏負担分（補助金以外の自己資金）は申請者側でご用意いただく必要があります。なお、地方公共団体等の補助事業との併用は可能です。

Q2. 補助事業において参加料、利用料、商品代金等の収入を事業者が得た場合の取扱いはどのようになりますか？ **NEW!**

A2. 例えば、補助事業にて地場産品等の提供事業の内容検討・改善を目的として実施するテストマーケティング等で100円の試食料を徴収した場合、その試食料（参加料等）は「寄付金その他収入」として計上することになり、当該収入を差し引いた金額が補助対象経費になります。なお、補助事業完了後に補助事業の成果を活用して利益を得ること[※]や、補助事業とは関係の無い事業で利益を得ることは、一部特段の場合を除き問題ありません。

※：例えば、補助事業完了後、独自事業として地場産品等の販売を行い利益を得る場合等

Q3. 補助事業の成果（補助事業によって造成し、商品化されたもの）を活用して利益が得られた場合の取扱いはどうすれば良いのですか？

A3. 利益を補助事業の裏負担として計上することも可能です。また、利益の一部を国立公園の景観保全等良好な自然環境の保全に資する取り組みに活用いただくことや来年度以降の事業に活用いただくことが望まれます。なお、相当な利益が生じた場合、利益の額・交付率に応じて国庫に返納いただく場合があります。

Q4. 補助事業対象が「民間事業者による協議会等への補助」となっているが、民間事業者、地方公共団体、NPO、一般社団法人、財団法人等は補助金を申請できないのですか？
また、協議会の設置は必須なのですか？

A4. 民間事業者等も交付対象となります。また、地域の関係者が一体となって商品開発を検討、調整するのに、地域協議会のような場を設けることは非常に有効と考えますが、協議会の設置が必須条件ではありません。

Q5. 事業対象メニューについて、すべての事業を実施しなければならないのですか？

A5. すべての事業を実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。

Q6. 国立公園の区域外で生産された製品についても補助対象になりますか？

A6. 国立公園内の自然環境と密接に関連すると認められる場合は補助対象になります。ただし、販売や体験プログラム等、一部の事業を国立公園内で実施していただく必要があります。

Q7. WEB販売のページ作成費用は補助対象になりますか？

A7. 「販売体制の構築」に係る事業として補助対象となります。

Q8. 販売体制の構築について、WEB販売のみでも問題ないのですか？

A8. Web販売を含めていただくことは可能ですが、魅力的なコンテンツを作成し、同地域へ訪問する訪日外国人観光客を増加させることが目的となっている事業ですので、現地での販売実施や体験プログラムの開催等を実施していただく必要があります。

Q9. 地場産品を不特定多数の者に無償配布したり、試食に供した場合に、当該地場産品代は補助対象になりますか？

A9. 開発段階の地場産品を無料で配布又は試食等に供した場合は、その地場産品の改善・改良に役立てるための取組み（テストマーケティングやアンケートへの回答を条件とした場合など）を同時に実施した場合に限り、補助対象になります。

Q10. 備品の購入はどのような場合に認められますか？

A10. 事業目的の達成に必要と認められれば可能です（事業のために必要不可欠でかつ次年度以降も事業目的を達成するために継続的に使用する等）。ただし、汎用性の高い高額な備品の購入が経費の大部分を占める場合等は、採択優先順位が下がると考えています。なお、交付要綱第7条の十に基づき、取得財産等管理台帳の整備、補助事業の期間終了後も含めた目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q11. 国立公園内で地場製品の販売を実施する場合、公園事業者でなくても行えますか？

A11. 公園事業者でなくても実施可能です。ただし、販売にあたり、テント等工作物の設置や広告物の掲出等を行う場合、事前に自然公園法に基づく許可申請や届出が必要です。実施場所や内容の適否及び手続きに関する相談のため、時間の余裕をもって所管の自然保護官事務所等にご連絡ください。

Q12. ファムトリップ等を実施する場合に借り上げる土地や建物の借料は補助対象になりますか？

A12. 補助対象になります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、予め所有者等の許可等を得る必要があります。

Q13. キャッシュレス化を行う場合に留意すべき点は何ですか？

A13. 利用者、特に外国人利用者にとって利便性の高いものとしてください。

Q14. の申請に複数地域（又は複数国立公園）での実施内容を盛り込むことは可能ですか？

A14. 可能です。

Q15. 補助事業の交付額の上限、下限はありますか？

A15. 補助金交付額の上限、下限は設定していません。公募の結果、予算枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うこととなります。

Q16. 事業の繰り越しは可能ですか？

A16. 原則として今年度の事業として完了が可能な範囲で申請いただくようお願いいたします。不測の事態が発生した（例えば、コロナウィルスの感染拡大の影響が予想以上に長引いた等）と認められる場合は、個別の協議を経て、繰り越しが可能です。

Q17. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はありますか？

A17. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。